

令和6年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
 2 監査対象 政策推進部 政策推進課
 3 監査実施期間 令和6年5月7日

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
<p>（2）職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク</p> <p>厚生労働省の定めている過労死等労災認定基準を上回る勤務状況が発現し、かつ特定の職員の時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、デジタル技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に早急に取り組み、過労死等労災認定基準を上回る状況の解消を実現すること。</p> <p>特に、10月の時間外勤務が100時間を超える職員が2年連続で生じており、こうした状況が令和6年度以降も継続することのないよう取り組むこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 2月28日</p> <p>例年実施している推進計画に対するローリング等に加え市長選に伴い2回実施された代表質問の取りまとめ、総合計画中間見直し、新市誕生20周年記念式典など、引き続き業務量が多い状況であった。令和6年度も6人の職員が年間360時間を超えており、令和5年度の3人から増加し、課全体としても前年度比で約60%ほどの増加となった。今後も引き続き、AIやLOGチャットの活用などで業務効率化を図り、継続して時間外の削減に取り組む。</p> <p>令和6年度は月当たり100時間を超える職員が1人生じており、今後も特定の職員に業務が集中しないよう、各担当の業務進行状況を共有し、業務分担に意を配していく。</p> <p>【 措置済 】 令和 7年 8月31日</p> <p>令和6年度は、時間外勤務において月当たり100時間を超えた職員が1人、年間360時間を超えた職員が6人となった。</p> <p>令和7年度は、人員が1人増加したことにより1人当たりの業務負担を軽減できるよう業務分担を行いつつ、生成AIなどの活用や電子決裁の促進など、業務時間内に業務が完結できるよう、業務の効率化を図っている。</p> <p>なお、8月末時点での課内における時間外勤務時間数は、昨年度同月末までと比べ26%程度削減されている。また、時間外勤務が1カ月に100時間を超える職員及び2～6カ月間の時間外月平均80時間を超える職員は現在いない状況である。今後についても、業務効率の改善に努めつつ、職員の時間外の状況により業務分担の変更などの対応を行うなど、過労死等労災認定基準を超えないようにしていくことはもとより、職員のワーク・ライフ・バランスの確保に努めていく。</p>

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

意見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(4) 四日市市土地開発公社から引き継いだ土地の管理に関するリスク 土地開発公社から引き継いだ土地については、引き続き適切に維持管理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 6年10月 3日</p> <p>引き継いだ土地について、令和6年度は四日市市文化まちづくり財団への管理業務委託を行い、除草作業等を実施した。</p>

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>① 内部事務管理について【合规性の視点】 ア 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。 また所属長は、決裁権者や出納員としての自らの責任をあらためて認識し適正に決裁を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 6年 9月30日</p> <p>注意のあった事務処理誤りについて、課内で情報共有し、再発を防止するとともに、適正な事務執行について、事務処理マニュアルを使い周知徹底を行った。マニュアルは手に取りやすい場所に設置場所を変更し、確認作業の習慣化を図った。また、事務執行の際には複数の職員がサポートに留意した確認を実施し、ミスを未然に防止できるよう体制を強化した。</p>
<p>イ 政策推進課の状況が他部局の範となるよう、所属長は内部事務管理について強く意識して取り組み、事務誤りが生じることのないよう努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 6年 9月30日</p> <p>政策推進課の所属長として、行政手続きに瑕疵がないよう、内部事務管理に厳しく取り組み、決裁区分誤りや印鑑漏れなどの事務誤りが発生しないよう努める。</p>
<p>② 四日市地区広域市町村圏協議会について【有効性の視点】 ア 四日市市、菰野町、朝日町、川越町の1市3町において四日市地区広域市町村圏協議会が設置され、広域事業の調査研究等を行い、広域的なネットワークの強化を図っている。 協議会の事務局は四日市市に置かれており、協議会に対して負担金の支出も行っていることから、引き続き広域連携の取り組みを効果的に推進するとともに、予算・決算を含めた適正な協議会運営に努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 6年11月14日</p> <p>四日市市、菰野町、朝日町、川越町の1市3町において構成された四日市地区広域市町村圏協議会において、今年度は「生成AIの活用可能性」と「行政のデジタル化の推進」の調査研究を行い、「書かない窓口」について桑名市に視察を行い、各市町の取組の参考とした。引き続き、先進的な取組、広域連携に繋がる取組について情報交換、調査研究を行うとともに、適正な協議会運営を今後も行っていく。</p>

<p>イ 広域的なネットワークの強化を図るため、協議会への負担金の支出を行っているが、情報収集や人間関係の構築にとどまらず、防災や観光など四日市市が中心となって広域的に進めることが効果的である取り組みも多くある。こうした取り組みに必要な調査業務委託を行うなど、新たな展開についても検討を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 6年11月14日 防災・観光については、それぞれ県と市町の地域づくり連携・協働協議会や北伊勢広域観光推進協議会で広域的に取り組んでいるが、四日市地区広域市町村圏協議会においては、令和6年度は、11月14日に桑名市に先進地視察を行い、行政のデジタル化の推進について調査研究を行った。今後も引き続き、幅広く広域連携につながる取組の調査研究を進めていく。</p>
<p>③ 大学構想について【有効性の視点・合规性の視点】 ア JR四日市駅前への大学の設置を検討するため、令和6年度より政策推進課内に大学構想推進室を設置し、「四日市市大学設置に係る基本構想」の具体化に向けた取り組みを行っていくとのことである。今後、設置主体や基本計画、スケジュールなどの全体像を作成していくにあたっては、意思決定過程等を示す記録をとり決裁を受けるなど、適切な文書管理に努めるとともに、市民への説明責任を果たせるよう取り組むこと。</p>	<p>【措置済】 令和 6年 5月22日 大学構想を進めるにあたっては、適宜必要な決裁を受けるとともに、議会に対して説明・報告を行い、ホームページにおいても検討状況を公開している。令和6年度について、5月22日に第1回四日市市大学基本計画策定委員会を開催し、資料や議事要旨などをホームページに公開しており、その後についても、委員会等の会議を開催するごとに随時公開している。進捗の時点ごとに市民の皆様へお知らせするなど引き続き情報発信に努めていく。</p>
<p>イ 大学の設置については、四日市市のみならず三重県にとって効果的な面もあると考えられることから、事業の展開を図る際には三重県との連携の確保にも努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 6年 9月19日 以前より公立大学設置への参画に関して三重県へ要望を行っており、令和6年9月には北勢5市5町の首長から共同で三重県知事に対して要望書を提出し、3月18日には円卓対話での要望を予定している。引き続き三重県に対して要望を行うとともに、事務レベルでの意見交換も行っていく。</p>
<p>④ 行政評価について【有効性の視点】 行政評価について、現在は作成していない業務棚卸表が市ホームページに掲載されたままとなっている。市民にとって見やすく理解しやすい形の行政評価となるよう、改善を図ること。</p>	<p>【措置済】 令和 6年 9月18日 業務棚卸表を掲載したホームページについて、市ホームページにそのリンクが掲載されたままとなっていたため、市ホームページからリンクを削除するとともに、業務棚卸表を掲載したホームページについても公開を終了した。</p>
<p>⑤ 四日市市総合教育会議について【有効性の視点】 四日市市総合教育会議は、政策推進課が主催する形で開催し、市長と教育委員との情報共有、意見交換等を行っている。市側の全体的な調整が政策推進課であることから当会議の担当所属になっているとのことであるが、当業務が政策推進課の所管であることを明確にするため、事務分掌上の整理についても検討すること。</p>	<p>【措置済】 令和 6年 5月30日 四日市市総合教育会議にかかる事務分掌上の整理について、本市に規定する事務分掌の項目とは合わないこと及び近隣他市町村における規定の状況を鑑み、事務分掌上は規定しない形で総務課と調整を行った。</p>

<p>⑥ 職員による政策提案について【有効性の視点】</p> <p>職員による政策提案について、実現可能性のある提案にとどまらず、斬新な発想に基づくものを取り上げたり、調査に係る費用を柔軟に認めたりするといった創意工夫を図り、より積極的な提案に繋がるよう取り組むこと。</p>	<p>【措置済】 令和 6年 7月 3日</p> <p>令和6年度の一次審査（プレゼンテーション審査）については、独創性の配点を従来の2倍とするなど斬新な発想を取り入れるよう改善した。今後についても実現性のみに焦点を置くのではなく創意工夫を図っていく。</p>
<p>⑦ 総合計画について【有効性の視点】</p> <p>企業の統合報告書や他の自治体の取り組みなども参考に、四日市市の強みや特筆すべき取り組みなどが市民に分かりやすい総合計画となるよう研究を行うこと。</p>	<p>【継続努力】 令和 7年 2月28日</p> <p>令和6年度は総合計画の中間見直しを行う年であったことから、市民の方から総合計画の中間見直しにあたりご意見をいただくとともに、総合計画を通じて本市のまちづくりについて考えていただく機会となるよう、市長との地域づくり懇談会のテーマを総合計画の中間見直しとするほか、令和6年12月にはシンポジウムを開催した。</p> <p>なお、令和7年度の広報よっかいち6月上旬号において特集を組み、総合計画の構成や中間見直しを行った取組等について、市民に分かりやすく総合計画の中間見直しの内容について発信していく予定である。</p> <p>【措置済】 令和 7年 6月 5日</p> <p>令和7年度の広報よっかいち6月上旬号において、特集として、総合計画の中間見直しを掲載した。特集の中では、総合計画の構成や、見直しを行った重点的横断戦略プランを取り上げた。</p> <p>引き続き、市民に分かりやすい情報発信に努めていく。</p>
<p>⑧ 中核市への移行について【有効性の視点】</p> <p>ふるさと納税や中心市街地関連の業務に注力するため、一旦中核市への移行についての具体的な動きは見送ることとしているが、引き続き、中核市移行に向けて課題の整理や調査を進めること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 1月30日</p> <p>「中核市市長会」に中核市候補市として参画し、同会が開催した中核市サミットや事務担当者会議や、内閣府が開催した都道府県・指定都市・中核市地方分権改革担当課長会議などの各種事業に参加するとともに、三重県が開催した地方分権改革についての勉強会・意見交換会に参加するなど、情報交換、調査研究、地方分権の推進に向けた情報収集を行った。当面の中核市移行は見送ったものの、中核市を目指していく方針のもと、三重県と連携し、中核市移行に向けた課題の整理や調査を行っていく。</p>

令和6年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- | | | |
|---|--------|------------------|
| 1 | 監査の種類 | 定期監査（財務監査・行政監査） |
| 2 | 監査対象 | 政策推進部 広報マーケティング課 |
| 3 | 監査実施期間 | 令和6年5月2日 |

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク</p> <p>① 時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、デジタル技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 2月28日</p> <p>令和5年度はふるさと納税推進室が新しく設置されたことにより、時間外勤務が年間360時間を超える職員が4名となっていたが、ふるさと納税推進室の業務が軌道に乗ってきたことで、令和6年度には、時間外勤務は年間360時間を超える見込みの職員は1名となった。</p> <p>広報よっかいちの発行業務においても、関係部署とのやり取りにL o G oフォームを活用するなど、業務の効率化を図り、引き続き時間外勤務削減に努める。</p> <p>所属長は、ふるさと納税推進室を含めて、職員の時間外勤務時間数を毎月把握し、著しく時間数が多い職員には個別に業務内容等を聞き取るなどして、平準化及び低減に努めている。</p> <p>また管理職の健康管理についても日々コミュニケーションを図る中で意を配している。</p>
	<p>【 措置済 】 令和 7年 8月31日</p> <p>ふるさと納税推進室の業務が軌道に乗ったことにより、時間外勤務が年間360時間を超える職員は、令和5年度の4名から、令和6年度は、1名へ減となった。</p> <p>令和7年度は、ふるさと納税推進室がシティプロモーション部へ移管されると併せて、時間外勤務が300時間を超える見込みの職員がいなくなる見込みである。</p> <p>今後も引き続き、業務効率の改善に努めることはもとより、業務分担の見直しなどを通して、業務の平準化及び低減に努め、時間外勤務の削減、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図る。</p>

<p>② 令和5年度は、ふるさと納税推進室が設置された初年度であり、これに関する業務が多かったことも、時間外勤務増加の一因とのことである。ふるさと納税関連業務には、引き続き注力を期待する反面、管理職の時間外勤務時間数も把握し、管理職自らも健康管理に注意するとともに、所属長は全職員の働き方に目を配ること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 2月28日 所属長は、ふるさと納税推進室を含めて、職員の時間外勤務時間数を毎月把握し、著しく時間数が多い職員には個別に業務内容等を聞き取るなどして、平準化及び低減に努めている。 また管理職の健康管理についても日々コミュニケーションを図る中で意を配している。</p> <p>【 措置済 】 令和 7年 3月31日 令和6年度中は、所属長が、ふるさと納税推進室を含めて、職員の時間外勤務時間数を毎月把握し、著しく時間数が多い職員には個別に業務内容等を聞き取るなどして、平準化及び低減に努めた。 また、管理職の健康管理についても日々コミュニケーションを図る中で意を配した。 令和7年度は、ふるさと納税推進室がシティプロモーション部へ移管され、管理職は所属長のみとなるが、所属長が率先して定時退庁を实践するよう努めるとともに、日々のコミュニケーションを通して、管理職と職員が相互に健康管理に意を配していく。</p>
<p>(4) 契約締結及び支出が適正に行われないリスク</p> <p>① 当該報道局の番組でのPRであるから当該報道局と単独随意契約を締結するといった場合であっても、発信する情報の目的やターゲットなどを明確にして、これを達成し効果を得るための媒体として、その番組である必要があるという理由を、決裁文書で明確に示しておくこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 7年 1月 7日</p> <p>令和7年度の契約のための委託業務指名業者内申書において、随意契約（単独）の理由として、例えば「本市の行政情報を三重県内に発信するため」と発信する情報、ターゲットを明確にした。</p>
<p>② 支払遅延が1件見受けられたが、契約約款で規定している支払いまでの日数である30日をも越えていたものであり、特に意識して注意すること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 6年 5月 7日</p> <p>支払期日までに余裕をもって決裁を受けるように、課内で周知徹底を行った。</p>
<p>(5) パブリックコメント手続が適正に行われないリスク</p> <p>① パブリックコメント手続が必要かどうかの判断について、所管課から総務部総務課に事前相談がある場合がある。このような場合も、当該制度の主体は広報マーケティング課であるという認識を強く持つことを徹底し、総務課のみの判断で手続き不要と結論付けられて広報マーケティング課が把握していないという事態が生じない体制を、政策法務委員会で協議して整備しておくこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 6年12月12日</p> <p>所管課から総務部総務課に事前相談があった場合に、総務課から広報マーケティング課にその内容を連絡する体制を再度確認した。 また、広報広聴主任者会議において、改めてパブリックコメント手続制度の趣旨や手続きの流れについて説明し、広報マーケティング課が制度を所管していることの周知を図った。</p>

<p>② 広報広聴主任者会議の内容を見直し、例えば、パブリックコメント手続の重要性をあらためて周知したり、手続きに関する最近の事例やトピックスを共有したりするなど、意義のある会議となるよう検討すること。</p>	<p>【措置済】 令和 6年12月12日 令和6年12月12日に実施した広報広聴主任者会議において、パブリックコメント手続制度の概要、手続きの流れなどについて説明するとともに、パブリックコメントを実施するか否かなどの判断に迷った場合には、広報マーケティング課へ相談するよう周知した。 今後も同会議を活用するなど、パブリックコメント手続きについて周知を図る。</p>
---	--

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>① 内部事務管理について【法規性の視点】 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。 また所属長は、決裁権者や出納員としての自らの責任をあらためて認識し適正に決裁を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 6年 5月 7日 改めて事務処理にかかる適正執行に努めるよう、課内で周知を図ったほか、財務にかかる決裁時には特に確認すべき事項をチェックリストとして付しており、複数の職員でチェックできる仕組みを取り入れている。 所属長は、決裁権者及び出納員として決裁時の最終チェックを慎重に行うとともに、前述のリストにより複数の職員がチェックしていることを確認している。</p>
<p>② 政策推進部とシティプロモーション部との役割分担の発信について【有効性の視点】 市の魅力発信にかかる事業の一部は、令和6年度から、シティプロモーション部観光交流課へ移行されたが、政策推進部広報マーケティング課とシティプロモーション部観光交流課との役割分担や相互の連携性が市民に伝わるよう、十分に発信していくこと。</p>	<p>【継続努力】 令和 7年 2月28日 様々な媒体を活用し、市の情報を広く正確かつタイムリーに発信することが広報マーケティング課の役割と考えている。広報マーケティング課が発信する情報の中には、シティプロモーションの要素が高いものもあるが、情報発信コンテンツの1つであると考えている。 引き続き、関係部署と連携のもと、市の情報発信に努める。</p> <p>【継続努力】 令和 7年 8月31日 様々な媒体を活用し、市の情報を広く正確かつタイムリーに発信することが広報マーケティング課の役割と考えている。市政情報の発信の中には、当然シティプロモーションの要素も含まれるため、引き続き、関係部署と連携のもと、市内外への市の情報発信に努める。</p>
<p>③ 効果的な市のPRについて【効率性の視点・有効性の視点】 ア 飲食に関する番組は多くの人気を集めており、番組数も多い。こういった、人を集めることができる特性を持つコンテンツに着目し、市のPRにつなげるような手法を検討すること。</p>	<p>【措置済】 令和 6年 5月 2日 名古屋圏における四日市の魅力発信事業については、令和6年度からシティプロモーション部観光交流課に移管したため、市外からの誘客を目的として飲食を取り扱った番組制作を行うことはないが、令和6年度に実施する「水と緑と産業の31万都市」魅力発信事業においては、本市の様々なコンテンツ・媒体を活用し、市のPRに努める。</p>

<p>イ ふるさと納税の戦略プロデューサーの採用により、ふるさと応援寄附金が大きく増加したことが報道された。これは、特別な経費を要することなく市のPRにつながるものであり、業務に取り組む上でこういった視点も持つこと。</p>	<p>【措置済】 令和 6年 5月 9日 新たなポータルサイト等の開設や特色のある返礼品の追加などの際には、報道機関等に情報提供を行い、取材いただけるよう、取り組んでいる。</p>
<p>④ ふるさと納税について【有効性の視点】 ア 企業版ふるさと納税は、寄附による社会貢献を通じた企業のイメージアップや認知度の向上、また地域社会の活力向上などへの社会貢献を実感できる広報が重要である。市として、企業とパートナーシップの構築をはかり、地域資源を活かした新事業展開の促進や強化につながる市の魅力発信と組み合わせたマーケティング手法を工夫して取り組むこと。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 2月28日 市民税課が発送する法人市民税中間申告の郵送物に企業版ふるさと納税PRパンフレットを同封して発送するほか、市の施策の具体的な事業を提案し、その事業に共感していただいた企業から寄附につながるよう取り組んでいる。また、寄附を行っていた企業には感謝状贈呈式などを行い、報道機関による情報発信につなげ、PRに努めている。 なお、令和7年度中には企業版ふるさと納税のホームページを開設してPRに努めていく。</p>
<p>イ 企業版ふるさと納税で明確なコンセプトを持った地方創生事業を行っている事例を収集するなど、事業者から本市が選択されるような要素を研究すること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 2月27日 他都市の地方創生事業を情報収集し、令和6年度補正予算においてトイレトラック事業への充当につなげることができた。 なお、令和7年度には、企業版ふるさと納税の特設ホームページを開設し、これまでの寄附企業や活用事業の紹介など、本市に寄附することが企業のCSRにつながることを積極的に発信することにより、本市が企業から選ばれる一助とする。</p>
<p>ウ 特に企業版ふるさと納税については、人と人とのつながりが重要であるので、これまで市が築いてきた人脈を活かし、行政として働きかけられるところには積極的にマーケティングすること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 1月29日 東京事務所による訪問や東京での四日市ゆかりの会等を活用してPRを行っている。また、各部局の政策推進監に同制度を説明し、各部局でも取り組みを進められるように働きかけを行い、寄附の獲得に努めている。</p>
<p>⑤ 市政記者クラブの設置場所について【効率性の視点・有効性の視点】 市政記者クラブは、市と報道機関との円滑なコミュニケーションに寄与する場として設置されているが、本市の市政記者クラブは本庁舎と別棟にある。施設管理などの課題はあろうが、他自治体の状況も参考にし、より近い場所への移転も視野に入れ、今後の検討課題とすること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 2月28日 広報マーケティング課と市政記者クラブが近い場所になる場合、未発表の内部情報が漏洩する恐れもあることなどから、メリットとデメリットを比較した上で、慎重に判断する必要がある。 現在、市政記者クラブが別棟の総合会館に設置されているが、報道機関とのコミュニケーションを取る上で特に支障を感じることはなく、現状を維持することが適切と考えているものの、今後も市と報道機関のコミュニケーションの課題や改善点等について検討していく。</p>

令和6年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
 2 監査対象 政策推進部 秘書国際課
 3 監査実施期間 令和6年5月7日

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>① 内部事務管理について【合规性の視点】 ア 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。 また所属長は、決裁権者や出納員としての自らの責任をあらためて認識し適正に決裁を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和6年9月13日 事務処理誤りがあった事例について、課内で情報共有するとともに、再発防止のため、事務処理マニュアルを使い、周知徹底を行った。マニュアルについては、職員が確認しやすいよう共有フォルダ内に保存し、職員が決裁を起案・承認を行う際の確認作業の習慣化を行った。 また事務執行の際には複数の職員が牽制及びサポートに留意した確認を実施し、ミスを未然に防止できるよう体制を強化した。</p>
<p>イ 秘書国際課の状況が他部局の範となるよう、所属長は内部事務管理について強く意識して取り組み、事務誤りが生じることのないよう努めること。</p>	<p>【措置済】 令和6年9月13日 課内において、秘書国際課が他部局の範となるよう、事務執行だけでなく、日常の業務や行動についても強く意識して取り組むよう情報共有を行った。</p>
<p>② 四日市市国際交流基金について【有効性の視点】 ア 四日市市の国際性の高揚、市民の国際感覚の醸成に資するため、四日市市国際交流基金を設置している。近年は寄附金の実績がなく、基金の増額が行われていない状況にあるため、将来的な基金の枯渇に備え、基金の増額につながる効果的な取り組みについて検討を行うこと。特にホームページにおいて、寄附の働きかけのみならず、市民が寄附を行いたいと思うような国際交流の記事を掲載するなどの取り組みを行うこと。</p>	<p>【継続努力】 令和7年2月28日 従来より行っている事業の説明会において、国際交流基金への寄附を働きかけた。その結果、参加者から7月に寄附の申出があった。今後もこの取り組みを継続することに加え、ホームページにおいて、国際交流の内容を市民へ発信を行っていく。</p> <p>【継続努力】 令和7年8月31日 市のホームページにおいて、市民が国際交流事業に理解を示し、国際交流基金に寄附を行いたいと思える内容を検討している。</p>

<p>イ 基金を活用するにあたっては、ロングビーチ市や天津市に限ることなく、基金の目的に資するような活用となるよう柔軟に取り組むこと。</p>	<p>【措置済】 令和 6年 8月 4日 四日市市国際交流基金条例の目的に則り、市民の国際感覚の醸成に資する活動に活用していく。 なお、令和6年7月30日から8月4日まで実施した、環境部所管の地球環境塾へ充当を行う。</p>
<p>③ 天津国際温泉高尔夫(ごるふ)倶楽部保証金について【有効性の視点】 現在管財課が所管している天津国際温泉高尔夫倶楽部保証金について、国際親善を目的としたものであれば秘書国際課が所管することが妥当であると考えられることから、管財課と調整を行い適切に所管替えの手続きを進めること。 また、ゴルフ場の現状についても、機会をとらえて確認を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 6年10月 1日 天津国際温泉高尔夫倶楽部保証金について、四日市市公有財産事務取扱規程第11条に基づき、管財課へ公有財産所管換請求を行い、秘書国際課所管となった。 また、天津市へ訪問する際に、ゴルフ場の現状について確認を行う。</p>
<p>④ 国際交流の推進について【有効性の視点】 ア 語学の学習のみならず、国際交流にとって重要な人とのつながりを強化し、これまでの関係性を継続できるよう取り組むこと。</p>	<p>【措置済】 令和 6年 9月13日 姉妹都市米国ロングビーチ市においては、事業の担当者同士で頻繁に連絡を取り合うとともに、姉妹都市協会の会議が開催される際は、積極的に参加をしている。 友好都市中国天津市においては、日本に来日した際、名古屋を訪問し天津市人民政府外事弁公室主任と面会をした。また、天津市側からの要請に応じ感知天津・日本友好都市青少年天津友好訪問の際、市職員が1名随行をし、現地において、天津市人民政府外事弁公室と交流を深めた。加えて、担当者とは情報交換を頻繁に行うために会議を開催している。</p>
<p>イ 姉妹都市や友好都市であるロングビーチ市や天津市にとどまらず、様々な国際交流の取り組みについても強化を進めること。</p>	<p>【措置済】 令和 6年10月23日 社会変化やニーズに対応しながら、姉妹都市・友好都市との交流を軸に様々な分野で、市民が参画する分野の国際交流を推進していく。 なお、新たに四日市大学とロングビーチ・シティカレッジとの交流を令和7年6月下旬に実施することが決定した。</p>
<p>⑤ 報償費の執行について【有効性の視点】 記念品等の報償費の執行にあたっては、その必要性について検討を常に行うとともに、秘書国際課の所管であるべきかどうかについても検討を行うこと。</p>	<p>【継続努力】 令和 7年 2月28日 市議会議員永年勤続表彰については、規程により市長が行うこととなっているため、秘書国際課所管が妥当であるが、必要性等については、検討を行う。 元市議会議員への元市議会議員章の贈呈は、市議選毎に実施するため、次回(令和9年度)の実施及び所管について、議会事務局と協議する。</p> <p>【継続努力】 令和 7年 8月31日 市議会議員永年勤続表彰については、規程により市長が行うこととなっているため、秘書国際課所管が妥当であるが、その必要性等については、引き続き検討を行う。 元市議会議員への元市議会議員章の贈呈は、市議選毎に実施するため、次回(令和9年度)の実施及び所管について、議会事務局と協議する。</p>

令和6年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
 2 監査対象 政策推進部 東京事務所
 3 監査実施期間 令和6年5月2日

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク ① 職員数も少なく、首都圏に配置された唯一の職場であるため、チームワークを大切に、業務の平準化を図ること。	【措置済】 令和 6年 5月 2日 令和5年度より、業務分担において互いにシェアすることで、職員の負担やノウハウを分け合う方式を導入しており、引き続き少人数の職場にあっても業務の平準化や継続性を確保できるよう取り組んでいく。
② 消防庁への派遣職員について、健康維持やワーク・ライフ・バランスの実現のため、職員からの報告、消防庁訪問による時間外削減の申し入れに加え、消防庁訪問時に新たに本人面談を行うなど、派遣職員の状況確認及び職場環境の把握に努めること。派遣先への申し入れを継続して行うとともに、派遣職員の体調管理等の把握に努めること。	【措置済】 令和 7年 1月10日 災害対応等、職務の特性上突発的な業務増を避けられない部分はあるが、派遣職員との交流の機会を捉えて面談を行うなど、状況確認と職場環境の把握を行ったほか、消防庁を訪問し時間外削減の申し入れを行った。
(4) 職員宿舎に置かれている備品の管理上のリスク 職員宿舎の備品について、リース契約の可能性も検討すること。	【措置済】 令和 7年 1月15日 赴任に伴う移転にあたっては、移転に係る経費を支給しているが、現在は家具・家電等の購入費やレンタル料は支給対象外経費とされており、引き続き、職員宿舎の家具・家電については職員が用意することとした。

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
① 内部事務管理について【合規性の視点】 ア 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。 また所属長は、決裁権者や出納員としての自らの責任をあらためて認識し、適正に決裁を行うこと。	【措置済】 令和 6年 5月 2日 注意事項については、職員一人一人がリスクを認識するよう、担当者だけでなく所属内で内容を共有し、直ちに是正した。また、会計規則、文書管理規程など「適正事務の手引き」に基づいた事務執行を意識しながら、複数職員によるチェック体制を徹底し、ケアレスミスの再発防止に取り組んでいる。今後も、リスクを認識し適正な内部事務に努めていく。

<p>イ 首都圏唯一の職場であることに留意し、内部事務管理の意識を常に高く持ち、会計規則を確認するなど、慎重で丁寧な事務処理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 6年 5月 2日 会計事務等を処理する際には、手引きを参照するほか、必要に応じて会計管理課に相談するなど、引き続き慎重かつ丁寧な事務処理に努めていく。</p>
<p>② 首都圏における本市の広報事業の効果について【有効性の視点】 首都圏において、官公庁やオフィスビル街等多くの人が行き交うスペースでイベントを開催し、多数の人に本市をPRしている。本市にゆかりがなくても、SNS等の情報によりイベントに継続して参加されるリピーターや、物産イベントで本市の特産品愛好者によるリピート購入もあるとのことである。今後も費用対効果を考え、テレビ出演の機会を捉えるなどして、より効果的な広報事業を企画、実施し、本市をPRしていくこと。</p>	<p>【措置済】 令和 6年11月19日 今年度は官公庁やオフィスビルでの物産イベント実施に加え、国内有数のコンベンション・センターである東京ビッグサイトにおいて、業界団体・一般客合わせて18万人超の来場があった見本市に出展したほか、多数の乗降客が利用する新宿エリアの情報誌に記事掲載を行うなど、多くの方の目に触れる機会を捉え、PRを行った。特に、昨年度と同じ会場で実施した物産イベントでは前回以上の売上や開催を待ち望んでいたという声が聞こえるなどの効果も見られたことから、今後も費用対効果を考えながら、より効果的な広報事業に取り組んでいく。</p>
<p>③ 事業実施に当たっての意思決定過程について【有効性の視点・合规性の視点】 広報活動をはじめとする事業の実施に当たっては、事業を行う目的・必要性など意思決定過程について、記録を文書にして残すこと。</p>	<p>【措置済】 令和 6年 5月24日 事業実施の起点となる決裁文書において、事業目的・必要性等を明記するよう改めた。</p>
<p>④ シティプロモーション事業の精査について【有効性の視点】 現在実施中のシティプロモーション事業を精査して、より発信力を高めること。</p>	<p>【措置済】 令和 6年 5月 2日 シティプロモーション事業の実施に当たっては、毎年見直しを行うほか、本市にゆかりのある首都圏在住の方からの助言を伺いつつ精査を行っており、今後も事業内容・実施エリアなど、よりよい発信方法を模索していく。</p>
<p>⑤ 東京に事務所を設置していることの効果検証について【有効性の視点】 前回の定期監査で「首都圏に職員が常駐し、情報収集・情報発信を行っている効果の検証を行うべき」との監査意見がある。今後も継続して効果検証を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 6年 5月 9日 東京事務所では、首都圏における市及び県ゆかりの国会議員や省庁職員等との協力関係を築き、常に連携を図ることで、市政の政策立案や予算編成等に繋げるなど、職員が常駐することにより効果的な業務を行っている。 こうした取り組みがさらに有効なものとなるよう進めていくとともに、引き続き効果検証にも努めていく。</p>
<p>⑥ 職員の特性を活かした事業遂行について【有効性の視点】 さまざまな分野を経験してきた職員が配置されていることから、省庁対応にあつては、職員の特性を活かしたものとすること。</p>	<p>【措置済】 令和 6年 5月 2日 例えば都市整備部を経験した職員がいることで、インフラ関係の要望活動において円滑な対応が図れたり、省庁からの多岐にわたる情報に対しても適切な部署と連携を行うなど経験を生かした省庁対応を行っている。今後も配属職員の特性を活かし、業務にあたっていく。</p>
<p>⑦ 若者にとって有用な活動の場の提供について【有効性の視点】 本市の若者が、首都圏でPR活動を行い、それにより活動を行う若者にもプラスの影響をもたらすような双方向性のある活動の場のさらなる提供について検討すること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 2月21日 首都圏に在住している三重県出身の若者を対象とした交流の場をとらえてSNSで紹介したり、実際に職員が参加するなど、首都圏における本市にゆかりのある若者の活動がより良いものとなるよう努めた。</p>

<p>⑧ 首都圏の学生に対する働きかけについて【有効性の視点】 首都圏の学生に対し、就職先として本市に拠点を有する企業等も選択肢に含むような働きかけを検討すること。</p>	<p>【措置済】 令和 6年10月17日 四日市商工会議所や三重県と協力し、若者をターゲットとした本市の企業を紹介するチラシを新たに作成し、イベント等で配布を行ったほか、X（旧Twitter）でも就職サイトの紹介を行った。</p>
<p>⑨ 本市に事業所を有する企業への働きかけについて【有効性の視点】 本市に事業所を有する各企業本社に対し、本市の魅力をアピールして本市出身学生の積極的な採用・配置についての働きかけを検討すること。</p>	<p>【措置済】 令和 6年 5月 2日 本市に事業所を有する企業本社において、物産販売を企画するなど、今後もシティプロモーション活動を通じて本市の魅力を発信することで、各企業の事業所所在地として四日市市の存在感を高めていく。</p>
<p>⑩ 県内外の自治体との連携等について【有効性の視点】 県外の自治体とも本市との共通点を活かすとともに、三重県東京事務所及び三重テラスとも連携し、本市のシティプロモーションの拡大に繋げることに。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 1月31日 東海地区の東京事務所を有する自治体で連携し、合同で情報を発信したほか、三重県東京事務所とイベント等の情報発信において相互協力したり、三重テラスでのイベント開催を行うなど、県内外の自治体と連携することで本市のシティプロモーションの拡大を図った。</p>
<p>⑪ 地方分権の推進について【有効性の視点】 情報収集業務は、官公庁とのパイプという中央集権的な要素もあるが、時代は、地域のことを主体的に決定する地方分権をいっそう必要としている。外部機関との積極的な交流により、意識的に地方分権を促進する立場で活動を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 6年 5月 2日 地方分権一括法の施行以来、国と地方自治体との関係は対等で協力的な関係となっている。情報交換にあたっては広報資料を配布するなど本市の取り組みや課題を知ってもらえるよう工夫しており、今後も積極的な交流を図っていく。</p>
<p>⑫ 情報発信及びその数値目標について【有効性の視点】 市民等の東京事務所に対する認知度は高いとは言えないため、ホームページを作成し、さらなる情報発信をすることを検討すること。また、X（旧Twitter）及びメールマガジンの登録者等に関する数値目標を設定すること。</p>	<p>【措置済】 令和 6年10月 1日 市民が普段から利用している市の公式ホームページ内の東京事務所関係ページをリニューアルし、活動がわかりやすく伝わるよう改善した。 また、X（旧Twitter）についてはフォロワー数前年度比10%増、メールマガジンについては登録者数前年度比10%増を目指すこととした。</p>
<p>⑬ 派遣職員の連携について【有効性の視点】 本市から首都圏の官公庁への派遣職員が、交流・情報交換を行う場として、定期的な合同面談の開催について検討すること。</p>	<p>【措置済】 令和 6年 6月 3日 官公庁等への派遣職員が集う現況報告会を令和6年6月3日に東京事務所にて開催し、業務内容や生活の状況について交流・情報交換を行った。今後も四半期程度を目途に取り組みを継続していく。</p>